

令和6年度京都保育の魅力発信キャンペーンに係る Instagram運営等業務 業務仕様書

1 業務名

令和6年度京都保育の魅力発信キャンペーンに係るInstagram運営等業務

2 業務目的

保育士として働くことの魅力や、就職先選定の際に参考となるコンテンツを作成し、若者の利用率が高いInstagramを活用し発信することで、高校生や保育士養成校を含む大学生のほか、保育士の資格を持っているものの保育士として働いていない層に保育の魅力を伝えるとともに、求職者に各園の特色や魅力を伝え、京都の保育人材の確保につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

制作に関する業務内容は以下のとおりであるが、Instagram運営等における重要事項は、京都保育の魅力発信キャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議のうえ、決定すること。

下記中間基本指標①から④を含めた、令和6年度末を目標年とするKGI（Key Goal Indicator：重要目標達成指標）、KSF（Key Success Factor：重要成功要因）、KPI（Key Performance Indicator：3 主要業績指標）等を設定し、その設定理由を示すとともに、それらの達成手段及び計測方法について、下記（1）以下の点を踏まえ提案すること。

中間基本指標	期限	最終基本指標	期限
① 到達人数 20万人	令和6年	① 到達人数 40万人	令和7年
② 保存数 30保存	12月末	② 保存数 60保存	2月末
③ 新規フォロワー数 100人		③ 新規フォロワー数 200人	
④ Instagram「ほいなび」からHP「ほいなび」へのアクセスユーザー数 50件		④ Instagram「ほいなび」からHP「ほいなび」へのアクセスユーザー数 100件	

(1) インスタグラムへの投稿内容等

ア 保育士・保育所の魅力発信動画

保育士就職へのきっかけ作りやイメージと現実とのミスマッチによる離職を防止するとともに、保育所等選択のための判断材料の提供を目的に、以下の要領により情報発信を行う。

(ア) 取材先の園は、掲載スケジュール等を踏まえて、実行委員会と協議の上、選定する。

(イ) コンテンツの作成にあたっては、受託業者自身で各園を訪問し、動画撮影や素材収集をし、編集までを行う。

(ウ) コンテンツには、以下の情報を盛り込む。

- ・保育士を目指す人全般向けに、保育士として働くこと自体の魅力（感動、達成体験、やりがい等）や、実際の仕事現場の様子が伝わる内容
- ・学生等求職者向けに、職員インタビューやその園の雇用条件をまとめた投稿など、その園で働くことの魅力や詳細情報が伝わる内容

(エ) 最低限月1園分、かつ年間を通し8園分以上の投稿を行う。1園における投稿について、投稿頻度や投稿形式（フィード・リール、動画・イラスト）は受託者において決定する。

(オ) 投稿にあたっては、個人情報等に十分留意する。

イ 求職の際に条件とされやすいテーマ別の園まとめ情報の投稿

学生、求職者の園探しをサポートするとともに、保存数アップにより、検索時に上位表示されることによる効果的なアカウント運営を目指すことを目的に、以下の要領により情報発信を行う。

(ア) 「時短勤務可能」「週休2日」「駅近」など、求職時の条件とされやすい項目でテーマを設定し、それぞれの条件に合う京都府内園の情報をまとめて（該当園数が多い場合はエリアで分けるなどして）発信する。

(イ) テーマは事務局と協議の上、決定する。

(ウ) 各テーマに該当する園情報は実行委員会から提供を受けるほか、受託者において情報収集を行う。

(エ) 投稿の中で「保存」を促すなど、「保存」獲得を意識した投稿とする。

(オ) 最低限月1回以上投稿することとし、投稿頻度や投稿形式（フィード・リール、動画・イラスト）は受託者において決定する。

ウ 保育士を目指す学生からの質問に答えるコンテンツの作成

学生、求職者の他、学生の保護者に対して保育士という職業に対してポジティブなイ

メッセージを持ってもらうことを目的に以下の要領により情報発信を行う。

- (ア) 保育士を目指す学生からの質問や悩みを募集し、回答するコンテンツの編集を行う。
- (イ) 質問への回答は現場の保育士の他、内容によっては園長や経営者から収集し、発信する。
- (ウ) 最低限月2回以上投稿することとし、投稿頻度や投稿形式（フィード・リール、動画・イラスト）は受託者において決定する。

エ 投稿全般

- (ア) 投稿は、「京都保育の魅力発信キャンペーン実行委員会」の専用のInstagramアカウント（「ほいなび」）にて行う。
- (イ) 投稿内容についてはあらかじめ実行委員会と協議の上、決定するとともに、実際の投稿に際しては委員会の承認を得た上で行う。
- (ウ) 投稿頻度は週に1回以上とする。
- (エ) 効果的なハッシュタグをつけたり、投稿の時間帯を分析しながら多くの人に見てもらえる投稿とするよう工夫する。
- (オ) 投稿内容は全体に統一感が出るようにし、対象としている学生や潜在保育士等が興味を持ちやすい構成とする。
- (カ) 保育士等を目指す人に必要な情報やイベントの情報等については、随時ストーリーズを活用し掲載することとし、掲載内容はハイライト機能に残すなど、掲載後も情報が閲覧できるようにする。
- (キ) 取材時の園の様子や雰囲気等、随時ストーリーズ等も活用しながら投稿することにより、活発なアカウント運営を行う。
- (ク) 新着情報については都度ストーリーズに掲載し、閲覧を促す。

(2) 広報

- (ア) Instagram広告等を活用し、対象とする層に広報を展開し、「ほいなび」アカウントの認知度をあげる。
- (イ) 広報の実施方法については実行委員会と協議の上、決定する。

(3) 情報分析

- (ア) 毎月、Instagramのアクセス数やフォロワー、どの投稿にどのような層からの反応があったかなど分析し、中間基本指数・最終基本指数に向けた達成状況も含めて実行委員会に報告する。
- (イ) 投稿は、投稿の分析をし、どのような人がどれだけ見ているか、どの投稿への反応が良いか等毎月分析結果を実行委員会に報告し、協議する。

(4) Web サイト「ほいなび」との効果的連携

- (ア) インスタ投稿に際しては、Web サイト「ほいなび」や、京都府保育人材サポートセンターWeb サイト、京都市保育人材サポートセンターWeb サイトと効果的な連携を図る。具体的な連携内容については事業者において決定する。
- (イ) Web サイト「ほいなび」内でのインスタグラム連携について、必要に応じ提案を行う。

5 事業の運営方法

実行委員会の構成メンバーによる打合せ会議を隔月で開催するなどにより、投稿の内容や広報の方法について、実行委員会の意見を反映した上で、実施する。

6 事業実績報告

事業終了後、実績報告として、委託業務の内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙（A4版）及び、電子媒体で提出する。

7 留意事項

- ア 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- イ ほいなびインスタは、情報が拡散されることを目的としているため、受託者は、著作者人格権は行使しないことを原則とする。
- ウ 同様の目的で、受託者は、他の媒体で掲載・転載される可能性があることについて取材先へ承諾をとることとする。
- エ 本業務でカメラマン・イラストレーターが提供した著作物（写真、動画、イラスト等）については、府の事業で活用するため、著作物の利用について受託者において利用許諾をとった上で納品すること。
- オ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- カ この業務仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行う。